

7 この判決の第2項、第4項及び第6項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 申立て

1 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、259万9542円及びうち257万3516円に対する平成18年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(4) 第2項及び第3項につき仮執行宣言

2 控訴人が当審において追加した請求

被控訴人は、控訴人に対し、375万9256円及びこれに対する平成18年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、金銭消費貸借の借主である控訴人が貸主（貸金業者）である被控訴人に対し、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると、最終取引日である平成18年10月3日の時点において、過払により、633万2772円の不当利得金及び2万6026円の法定利息が発生しているとして、合計635万8798円及びうち不当利得金633万2772円に対する同月4日から支払済みまでの民法所定年5分の割合による法定利息の支払を求める事案である。

原審が控訴人の請求（257万3516円の不当利得金、平成18年10月3日までの法定利息181万5761円、上記不当利得金に対する同月4日から支払済みまでの法定利息）を全部棄却したため、これを不服とする控訴人が控訴した。なお、控訴人は、当審において、訴えを変更して、上記金員の支払を求めている。

2 前提事実

控訴人と被控訴人は、昭和54年1月18日から平成18年10月3日までの間、カードを利用して、原判決別紙1「原告主張書面」添付の計算書記載のとおり、継続的に金銭の貸付けとその返済を繰り返したが、その途中の平成7年12月10日に一旦債務が完済され、その後、平成11年3月26日に再開されるまでの約3年3か月の間、取引が中断した（甲1）。また、上記取引再開に当たり、控訴人と被控訴人は、極度借入基本契約書（乙2）を取り交わした。なお、上記平成7年12月10日の完済時までの取引（以下「第1取引」という。）における控訴人の会員番号は、5110-02217であり、上記再開後の取引（以下「第2取引」という。）における控訴人の会員番号は、5135-12554である（甲1）。

3 当事者の主張

次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の「2 当事者の主張」記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決書1頁25行目の「被告において時効を援用」を「被控訴人は、平成19年5月21日の原審口頭弁論期日において、控訴人に対し、第1取引により生じた過払金の不当利得返還請求権とその法定利息の支払請求権につき、消滅時効を援用するとの意思表示をした。」と改める。

(2) 当審において当事者が追加又は敷衍した主張

(控訴人の主張)

ア 充当合意について

次の諸事情からすれば、控訴人と被控訴人との間には、第1取引による過払金とその利息をその後の第2取引による新たな借入金債務に充当する旨の合意があるといえる。

すなわち、控訴人と被控訴人との間の基本取引には、自動更新規定があることや、被控訴人は、第1取引終了時に、キャッシング用のカードを回

収していないことからすれば、第1取引終了時においても、当事者間では、次の取引を行うことが想定されていたといえる。また、第2取引開始時における与信審査は、第1取引時の審査結果を踏まえて、単なる本人確認をした程度のものであり、このことは、被控訴人が、契約の継続を前提にしていたことを意味する。なお、会員番号は、顧客管理のためのものにすぎないから、これが第1取引と第2取引とで異なることは、上記充当合意の存在を否定する理由とはなり得ない。また、取引全体の期間が約27年もの長きにわたることからすれば、取引の中断期間（約3年3か月余）があっても、上記充当合意の存在を肯定することの妨げとはならないというべきである。

イ 消滅時効について

同一当事者間で、借入限度額の枠内で継続的に借入れと返済を繰り返すことが予定された継続的金銭消費貸借取引においては、弁済によって過払金が発生する都度、別個の不当利得返還請求権が発生するものではなく、取引が継続する限り、不当利得返還請求権は1個であると解される。したがって、過払金債権は、最終取引の時点（本件においては、平成18年10月3日）で確定的に発生し、この時から権利行使が可能になるから、これをもって、消滅時効の起算点とすべきである。なお、このように解することは、過払金返還請求において返済と同時に民法704条所定の法定利息（これは、遅延損害金ではなく、運用利息に当たる）を付することと何ら矛盾するものではない。

また、消費者金融における顧客にとって、過払金がいづれ、どれだけ発生しているのかを知ることは容易でないことからすれば、過払金債権の権利行使が可能になるのは、早くとも最終取引時であるとするのが相当である。

仮に、弁済によって過払金が発生する都度、消滅時効が進行するとしても、被控訴人は、控訴人の無知に乗じて、なおも貸金返還請求権があるか

の如く装って取引を継続したのであるから、被控訴人において消滅時効を援用することは、権利の濫用に当たり許されない。

(被控訴人の主張)

ア 充当合意について

第1取引と第2取引は、それぞれ別個の基本契約に基づくものであり、第1取引による過払金とその利息をその後の第2取引による新たな借入金債務に充当することはできない。その理由は、次のとおりである。

すなわち、①会員番号が異なることは、被控訴人における顧客管理として別個の契約契約を締結した顧客であることを明確に示すものである。②第1取引終了時において、控訴人は、基本契約の継続を希望せず、基本契約を解除するとの意思表示をした（その際、被控訴人は、基本契約書を控訴人に返還したと考えられるが、その証拠は残っていない。）。③基本契約が終了すると、これ以降、新たな基本契約が締結されない限り、顧客は、それまで所持していたキャッシング用のカードを使用できなくなるから、被控訴人がこれを回収しなかったからといって、控訴人に対する次の貸付けを予定したとはいえない。④被控訴人は、第2取引の開始時においても、与信審査を実施した。⑤第2取引の開始時には、新たな基本契約書（乙2）が作成され、極度額等の契約内容も第1取引とは異なっている。

イ 消滅時効について

過払金の不当利得返還請求権は、過払金が生ずる弁済がされた時に、その都度発生し、かつ、発生と同時にその権利行使をすることができる（権利者の不知は、法律が特別の規定を置かない限り、消滅時効の進行を妨げない。）。

消滅時効に関する控訴人の法的主張はすべて争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の本件請求（当審における訴え変更後のもの）は、37

5万9260円（うち法定利息が1万5260円）及びうち不当利得金374万4000円に対する平成18年10月4日から支払済みまでの民法所定年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があり，その余は理由がないと判断する。その理由は，以下のとおりである。

2 充当合意について

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において，借主がそのうちの一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払い，この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存在するが，その当時，他の借入金債務が存在しない場合においても，当事者間に上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは，その合意に従った充当がされるものというべきである（最高裁判所平成19年6月7日第一小法廷判決・判例時報1977号77頁参照）。

これを本件についてみると，控訴人と被控訴人との間で，昭和54年1月18日までに最初の基本契約が締結されているので，この基本契約において，以後この基本契約に基づく取引により生じた過払金はその後の貸付金の支払に充当する旨の合意がされたものと認めるのが相当である。

そして，上記の基本契約に基づく第1取引は，平成7年12月10日まで，カードを利用して継続的に金銭の貸付けとその返済が多数回繰り返され，平成7年12月10日に一旦債務が完済された。しかし，その時点で発生していた過払金と法定利息は清算されず，その後，平成11年3月26日に取引が再開され，平成18年10月3日まで，同様に貸付けとその返済が多数回繰り返された。

そこで，第1取引における過払金の充当の合意の効力が第2取引にも及び，第1取引終了時に発生していた過払金及び法定利息を第2取引による新たな貸付金の支払に充当すべきかどうかについて判断する。

まず、証拠（甲10）及び弁論の全趣旨によれば、第1取引の開始当時、被控訴人の作成した基本契約書には、基本契約を自動更新する旨の規定が存在したものと推認できる。また、控訴人は、第1取引の終了時に、被控訴人の従業員から、それまで所持していたキャッシング用のカードを返還するよう求められておらず、また、その後、被控訴人から、新たな借入れを勧誘する電話がかかってきたこともあった（甲41）。そして、控訴人は、第1取引終了後もキャッシング用のカードの保管を続け、第2取引開始に当たり、これを被控訴人の従業員に提示した（甲41、乙2、弁論の全趣旨）。被控訴人は、第1取引終了後も、控訴人との取引再開に備えて、同人の顧客情報を保存していたので、被控訴人の従業員は、第2取引開始に当たり、控訴人に対し、「以前に借りておられましたね」などと言った（甲41、弁論の全趣旨）。これらの事情からすれば、本件においては、控訴人、被控訴人の双方が将来の取引再開に備えた行動を取っているといえる。しかも、通常、貸主は、債務を完済した優良顧客に対しては、その後も貸付けを続けることを希望し、また、借主も、将来、資金需要が生じたときには、再度の借入れを希望することを併せ考えると、控訴人と被控訴人は、第1取引の終了時に、将来、取引が再開される事態が十分にあり得ると考えており、また、取引の中断期間中も、いつでも容易に取引を再開できる状態にあったと見るのが相当である。なお、取引の中断期間中は、キャッシング用のカードの使用が不可能になるとしても、再契約をすれば、従前のカードをそのまま使用できる（弁論の全趣旨）から、カードの使用が一時的に停止されるにすぎないというべきであり、これによって、上記認定が左右されるものではない。

次に、一旦債務が完済された第1取引終了の時点で、当事者間において、過払金返還を含めた一切の債権債務関係が清算された形跡はない。

さらに、第2取引開始時に、与信審査の関係で、被控訴人が控訴人から受領した書面は、本人を証明する書類の写しだけであり（乙2の「書面授受記録」

欄) , 収入関係の資料を徴求した形跡はなく, 第2取引開始時における与信審査は, 最初の取引を開始するときよりも緩やかであると認められる。また, 前示のとおり, 中断前のカードを再開後もそのまま流用することができるなど, 取引再開に当たって基本契約を再締結する場合の手続は, 全く新しく取引を開始する場合とは異なるところが少なくない。

以上の事実関係からすれば, 形式的には, 取引の再開(第2取引開始)に当たって新たな基本契約が締結されるとともに, 控訴人に対して新たな会員番号が付与されていても, それは契約内容の変更に過ぎず, 実質的には, 中断前の取引の延長であると見るのが相当である。

そうすると, 前示の事実関係の下においては, 第1取引開始時にされた過払金の充当の合意の効力は, 第2取引による新たな借入金に及ぶと認めるのが相当である。

なお, 取引の中断期間の長短は, 借主側の資金需要がいつ生ずるかという偶然の事情によるものであるから, 上記判断に当たり, これを考慮すべきではなく, 仮に, これを考慮するとしても, 当事者間の取引全体の期間や, 自動更新の規定の存在からすれば, 約3年3か月余の取引の中断期間があるからといって, 充当合意に関する上記判断が左右されるものではない。

- 3 貸金業者が利息制限法所定の制限超過部分を利息の支払として受領したが, その受領につき貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。)43条1項の適用が認められないときは, 当該貸金業者は, 同項の規定があるとの認識を有しており, かつ, そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り, 法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者として, 民法704条にいう悪意の受益者であると推定されるものというべきである。

これを本件についてみると, 本件全証拠によっても, 被控訴人が利息の債務

の支払として利息制限法所定の制限超過部分を含む弁済金を受領したことにつき、貸金業法43条1項の適用が認められないから、被控訴人は、上記特段の事情がない限り、悪意の受益者であると推定される。そして、本件においては上記特段の事情を認めるに足りる主張、立証はないから、被控訴人は、悪意の受益者であると認められる。

- 4 前記2の充当合意により、一旦発生した過払金及びその利息は、その後に新たな貸付けがされた時に、その都度、利息、過払金の順序で、古いものから順に、当該貸付けに係る債務に当然充当されて消滅することになる。そして、上記充当により消滅した過払金の返還請求権とその利息の請求権について、その後に消滅時効が援用されても、その効果が生じないことは明らかである。

上記充当の結果は、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおりであり、最終取引日である平成18年10月3日時点で、過払金が633万2772円、その法定利息が2万6026円となる。

- 5 消滅時効の成否等について

被控訴人は、平成19年5月21日の原審口頭弁論期日において、控訴人に対し、第1取引により生じた過払金の不当利得返還請求権とその法定利息の支払請求権につき、消滅時効を援用するとの意思表示をした（記録上顕著）。

過払金の不当利得返還請求権は、過払金の生ずる弁済がされた時に、その都度発生し、かつ、発生と同時にその権利行使をすることができる。したがって、その消滅時効は、個々の弁済の時から進行すると解するのが相当である。

これに対し、控訴人は、過払金債権は、最終取引の時点（本件においては、平成18年10月3日）で確定的に発生し、この時から権利行使が可能になるから、これをもって、消滅時効の起算点とすべきであると主張する。しかし、借主が、最終取引の時点まで、貸主に対し、既発生の過払金の返還を請求できないと解することはできないから、控訴人の上記主張は採用できない。

なお、前記2の充当合意の趣旨を根拠に、基本契約は、過払金の返還時期を

充当合意の終了する基本契約終了時とする合意を含むと解することは相当でない。なぜならば、上記充当合意は、借主は、借入総額の減少を望み、過払金の不当利得返還請求権が累積するという法律関係が発生するような事態を望まないことを踏まえて認められるものであり、それを超えて、借主が、基本契約が終了するまでは、貸主に対し、既発生の過払金の返還を請求できないとすることが継続的な金銭消費貸借契約の当事者間の合理的な意思に沿うものであるということとはできないからである。

また、控訴人は、被控訴人による消滅時効の援用は、権利の濫用に当たり許されないと主張する。しかし、本件全証拠によっても、被控訴人が控訴人に対し、過払金の不当利得返還請求を妨げるなどした具体的な事実関係を認めることはできない。

- 6 進んで、最終取引日である平成18年10月3日時点での過払金633万2772円とその法定利息（同日現在、2万6026円）のうち、時効により消滅していない部分の金額を計算する。

平成18年4月29日の2万6000円の弁済後の時点で、過払金は、608万7772円であり、法定利息残額は、0円である（別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」）。上記過払金のうち、第2取引開始の後である平成11年4月13日から平成18年4月29日までの間の弁済金による過払金合計349万9000円については、いずれも第2取引によるものであり、明らかに消滅時効の対象とはならないが、その余の部分（258万8772円）は、第1取引の終了時における過払金342万2210円の残りであるから、消滅時効の対象となる。

そして、上記弁済後の取引経過ないし充当関係を、上記過払金（608万7772円）についての上記区分に従って、第1取引に係る部分と、第2取引に係る部分とに分ける（法定利息は、上記過払金の区分に応じて計算し、弁済金は、第2取引に係る過払金に加え、借入金に対する充当は、法定利息残額で按

分する。)と、別紙「計算書」記載のとおりになる。

上記計算結果によれば、最終取引日である平成18年10月3日時点における過払金633万2772円とその法定利息(同日現在、2万6026円)のうち、時効により消滅していない部分は、不当利得金374万4000円(平成11年4月13日から最終取引日までの間の弁済金による過払金合計)とその法定利息(最終取引日現在、1万5260円)である。

第4 結論

よって、原判決は相当でないから、これを変更し、また、控訴人が当審において追加した請求を一部認容することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法67条2項本文、64条本文、61条を、仮執行の宣言につき、同法259条1項、310条を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 岡 久 幸 治

裁判官 加 島 滋 人

裁判官 鳥 居 俊 一

(別紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者; XXXXXXXXXX
 会員番号; 5110-02217
 貸金業者; プロミス株式会社

過払利率 5%

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	S54.1.18		10,075	0.18				-10,075		
2	S54.2.9		17,150	0.18	23	0	0	-27,225	-31	-31
3	S54.2.20		13,432	0.18	11	0	0	-40,657	-41	-72
4	S54.3.22		18,970	0.18	30	0	0	-59,627	-167	-239
5	S54.4.19		8,008	0.18	28	0	0	-67,635	-228	-467
6	S54.5.23		9,724	0.18	34	0	0	-77,359	-315	-782
7	S54.6.25		9,438	0.18	33	0	0	-86,797	-349	-1,131
8	S54.7.19		6,864	0.18	24	0	0	-93,661	-285	-1,416
9	S54.7.19	30,000		0.18	0	0	0	-65,077	0	0
10	S54.8.9		16,825	0.18	21	0	0	-81,902	-187	-187
11	S54.8.21		3,744	0.18	12	0	0	-85,646	-134	-321
12	S54.9.13		247,176	0.18	23	0	0	-332,822	-269	-590
13	S54.10.16	60,000		0.18	33	0	0	-274,916	-1,504	0
14	S54.11.13		2,184	0.18	28	0	0	-277,100	-1,054	-1,054
15	S54.11.13	90,000		0.18	0	0	0	-188,154	0	0
16	S54.12.6		4,485	0.18	23	0	0	-192,639	-592	-592
17	S54.12.28		14,290	0.18	22	0	0	-206,929	-580	-1,172
18	S55.1.7		1,820	0.18	10	0	0	-208,749	-282	-1,454
19	S55.1.7	110,000		0.18	0	0	0	-100,203	0	0
20	S55.1.29		7,150	0.18	22	0	0	-107,353	-301	-301
21	S55.2.22		7,800	0.18	24	0	0	-115,153	-351	-652
22	S55.3.24		10,075	0.18	31	0	0	-125,228	-487	-1,139
23	S55.4.18		8,125	0.18	25	0	0	-133,353	-427	-1,566
24	S55.5.2		4,550	0.18	14	0	0	-137,903	-255	-1,821
25	S55.5.2	50,000		0.18	0	0	0	-89,724	0	0
26	S55.5.20		7,020	0.18	18	0	0	-96,744	-220	-220
27	S55.6.17		20,920	0.18	28	0	0	-117,664	-370	-590
28	S55.7.18		11,687	0.18	31	0	0	-129,351	-498	-1,088
29	S55.8.19		12,064	0.18	32	0	0	-141,415	-565	-1,653
30	S55.9.19		11,687	0.18	31	0	0	-153,102	-598	-2,251
31	S55.10.20		11,687	0.18	31	0	0	-164,789	-648	-2,899
32	S55.11.18		10,933	0.18	29	0	0	-175,722	-652	-3,551
33	S55.12.18		11,310	0.18	30	0	0	-187,032	-720	-4,271
34	S56.1.19		12,064	0.18	32	0	0	-199,096	-818	-5,089
35	S56.2.20		22,064	0.18	32	0	0	-221,160	-872	-5,961
36	S56.3.20		10,192	0.18	28	0	0	-231,352	-848	-6,809
37	S56.4.20		21,284	0.18	31	0	0	-252,636	-982	-7,791
38	S56.5.12		7,722	0.18	22	0	0	-260,358	-761	-8,552
39	S56.5.12	30,000		0.18	0	0	0	-238,910	0	0
40	S56.6.10		11,310	0.18	29	0	0	-250,220	-949	-949
41	S56.7.1		28,190	0.18	21	0	0	-278,410	-719	-1,668
42	S56.7.21		7,280	0.18	20	0	0	-285,690	-762	-2,430
43	S56.8.18		10,192	0.18	28	0	0	-295,882	-1,095	-3,525
44	S56.9.18		11,284	0.18	31	0	0	-307,166	-1,256	-4,781
45	S56.10.19		11,284	0.18	31	0	0	-318,450	-1,304	-6,085

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	S56.11.19		11,284	0.18	31	0	0	-329,734	-1,352	-7,437
47	S56.12.8		6,916	0.18	19	0	0	-336,650	-858	-8,295
48	S57.1.6		10,556	0.18	29	0	0	-347,206	-1,337	-9,632
49	S57.1.6	20,000		0.18	0	0	0	-336,838	0	0
50	S57.1.27		8,190	0.18	21	0	0	-345,028	-968	-968
51	S57.2.25		11,310	0.18	29	0	0	-356,338	-1,370	-2,338
52	S57.3.25		10,920	0.18	28	0	0	-367,258	-1,366	-3,704
53	S57.4.23		11,310	0.18	29	0	0	-378,568	-1,458	-5,162
54	S57.4.26		301,170	0.18	3	0	0	-679,738	-155	-5,317
55	S57.5.27	100,000		0.18	31	0	0	-587,941	-2,886	0
56	S57.6.9		1,690	0.18	13	0	0	-589,631	-1,047	-1,047
57	S57.6.9	50,000		0.18	0	0	0	-540,678	0	0
58	S57.7.9		5,850	0.18	30	0	0	-546,528	-2,221	-2,221
59	S57.7.28		3,705	0.18	19	0	0	-550,233	-1,422	-3,643
60	S57.7.28	100,000		0.18	0	0	0	-453,876	0	0
61	S57.8.23		8,450	0.18	26	0	0	-462,326	-1,616	-1,616
62	S57.9.20		19,100	0.18	28	0	0	-481,426	-1,773	-3,389
63	S57.10.18		8,736	0.18	28	0	0	-490,162	-1,846	-5,235
64	S57.10.18	30,000		0.18	0	0	0	-465,397	0	0
65	S57.11.9		7,722	0.18	22	0	0	-473,119	-1,402	-1,402
66	S57.11.9	30,000		0.18	0	0	0	-444,521	0	0
67	S57.11.24		5,850	0.18	15	0	0	-450,371	-913	-913
68	S57.11.24	50,000		0.18	0	0	0	-401,284	0	0
69	S57.12.20		11,830	0.18	26	0	0	-413,114	-1,429	-1,429
70	S58.1.21		14,560	0.18	32	0	0	-427,674	-1,810	-3,239
71	S58.2.21		24,105	0.18	31	0	0	-451,779	-1,816	-5,055
72	S58.3.22		12,818	0.18	29	0	0	-464,597	-1,794	-6,849
73	S58.4.19		12,376	0.18	28	0	0	-476,973	-1,782	-8,631
74	S58.5.18		22,818	0.18	29	0	0	-499,791	-1,894	-10,525
75	S58.6.10		19,867	0.18	23	0	0	-519,658	-1,574	-12,099
76	S58.7.7		21,232	0.18	27	0	0	-540,890	-1,922	-14,021
77	S58.8.8		22,896	0.18	32	0	0	-563,786	-2,371	-16,392
78	S58.9.7		11,700	0.18	30	0	0	-575,486	-2,316	-18,708
79	S58.10.7		11,700	0.18	30	0	0	-587,186	-2,365	-21,073
80	S58.11.7		12,090	0.18	31	0	0	-599,276	-2,493	-23,566
81	S58.12.7		21,700	0.18	30	0	0	-620,976	-2,462	-26,028
82	S59.1.10		302,818	0.18	34	0	0	-923,794	-2,889	-28,917
83	S59.4.11	50,000		0.18	92	0	0	-914,321	-11,610	0
84	S59.4.25		910	0.18	14	0	0	-915,231	-1,748	-1,748
85	S59.4.25	20,000		0.18	0	0	0	-896,979	0	0
86	S59.5.16		51,911	0.18	21	0	0	-948,890	-2,573	-2,573
87	S59.5.28		312	0.18	12	0	0	-949,202	-1,555	-4,128
88	S59.5.28	40,000		0.18	0	0	0	-913,330	0	0
89	S59.6.1		312	0.18	4	0	0	-913,642	-499	-499
90	S59.6.1	226,945		0.18	0	0	0	-687,196	0	0
91	S59.7.3		11,936	0.18	32	0	0	-699,132	-3,004	-3,004
92	S59.7.13		3,730	0.18	10	0	0	-702,862	-955	-3,959
93	S59.7.13	53,730		0.18	0	0	0	-653,091	0	0
94	S59.8.10		12,400	0.18	28	0	0	-665,491	-2,498	-2,498
95	S59.9.12		30,000	0.18	33	0	0	-695,491	-3,000	-5,498
96	S59.10.16		15,000	0.18	34	0	0	-710,491	-3,230	-8,728
97	S59.11.20		19,800	0.18	35	0	0	-730,291	-3,397	-12,125

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	S59.12.3		9,496	0.18	13	0	0	-739,787	-1,296	-13,421
99	S60.1.7		16,916	0.18	35	0	0	-756,703	-3,539	-16,960
100	S60.2.4		14,382	0.18	28	0	0	-771,085	-2,902	-19,862
101	S60.3.4		14,230	0.18	28	0	0	-785,315	-2,957	-22,819
102	S60.3.20	50,000		0.18	16	0	0	-759,855	-1,721	0
103	S60.4.4		15,863	0.18	15	0	0	-775,718	-1,561	-1,561
104	S60.4.15	50,000		0.18	11	0	0	-728,447	-1,168	0
105	S60.5.2		11,362	0.18	17	0	0	-739,809	-1,696	-1,696
106	S60.5.2	105,362		0.18	0	0	0	-636,143	0	0
107	S60.6.5		28,397	0.18	34	0	0	-664,540	-2,962	-2,962
108	S60.7.3		19,847	0.18	28	0	0	-684,387	-2,548	-5,510
109	S60.8.5		27,320	0.18	33	0	0	-711,707	-3,093	-8,603
110	S60.9.5		25,935	0.18	31	0	0	-737,642	-3,022	-11,625
111	S60.10.4		19,593	0.18	29	0	0	-757,235	-2,930	-14,555
112	S60.11.5		25,929	0.18	32	0	0	-783,164	-3,319	-17,874
113	S60.11.21		7,791	0.18	16	0	0	-790,955	-1,716	-19,590
114	S60.11.21	20,000		0.18	0	0	0	-790,545	0	0
115	S60.12.27		18,310	0.18	36	0	0	-808,855	-3,898	-3,898
116	S61.2.4		29,836	0.18	39	0	0	-838,691	-4,321	-8,219
117	S61.3.4		23,938	0.18	28	0	0	-862,629	-3,216	-11,435
118	S61.4.3		14,609	0.18	30	0	0	-877,238	-3,545	-14,980
119	S61.4.3	50,000		0.18	0	0	0	-842,218	0	0
120	S61.5.2		25,691	0.18	29	0	0	-867,909	-3,345	-3,345
121	S61.6.4		27,499	0.18	33	0	0	-895,408	-3,923	-7,268
122	S61.7.3		25,064	0.18	29	0	0	-920,472	-3,557	-10,825
123	S61.8.4		26,276	0.18	32	0	0	-946,748	-4,034	-14,859
124	S61.9.4		25,432	0.18	31	0	0	-972,180	-4,020	-18,879
125	S61.10.3		24,122	0.18	29	0	0	-996,302	-3,862	-22,741
126	S61.11.4		15,237	0.18	32	0	0	-1,011,539	-4,367	-27,108
127	S61.11.4	60,000		0.18	0	0	0	-978,647	0	0
128	S61.12.2		33,000	0.18	28	0	0	-1,011,647	-3,753	-3,753
129	S61.12.2	17,000		0.18	0	0	0	-998,400	0	0
130	S62.1.6		30,000	0.18	35	0	0	-1,028,400	-4,786	-4,786
131	S62.1.21	10,000		0.18	15	0	0	-1,025,299	-2,113	0
132	S62.2.3		30,000	0.18	13	0	0	-1,055,299	-1,825	-1,825
133	S62.2.16	17,000		0.18	13	0	0	-1,042,003	-1,879	0
134	S62.3.3		40,000	0.18	15	0	0	-1,082,003	-2,141	-2,141
135	S62.3.3	15,000		0.18	0	0	0	-1,069,144	0	0
136	S62.3.10	10,000		0.18	7	0	0	-1,060,169	-1,025	0
137	S62.4.3		32,000	0.18	24	0	0	-1,092,169	-3,485	-3,485
138	S62.4.3	15,000		0.18	0	0	0	-1,080,654	0	0
139	S62.5.3		40,000	0.18	30	0	0	-1,120,654	-4,441	-4,441
140	S62.5.3	14,000		0.18	0	0	0	-1,111,095	0	0
141	S62.5.27	10,000		0.18	24	0	0	-1,104,747	-3,652	0
142	S62.6.3		34,000	0.18	7	0	0	-1,138,747	-1,059	-1,059
143	S62.6.3	17,000		0.18	0	0	0	-1,122,806	0	0
144	S62.7.2		40,000	0.18	29	0	0	-1,162,806	-4,460	-4,460
145	S62.7.2	15,000		0.18	0	0	0	-1,152,266	0	0
146	S62.7.24	10,000		0.18	22	0	0	-1,145,738	-3,472	0
147	S62.8.4		32,000	0.18	11	0	0	-1,177,738	-1,726	-1,726
148	S62.8.24	14,000		0.18	20	0	0	-1,168,690	-3,226	0
149	S62.9.3		40,000	0.18	10	0	0	-1,208,690	-1,600	-1,600

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	S62.9.3	24,000		0.18	0	0	0	-1,186,290	0	0
151	S62.10.3		22,000	0.18	30	0	0	-1,208,290	-4,875	-4,875
152	S62.10.6	6,000		0.18	3	0	0	-1,207,661	-496	0
153	S62.11.3		36,000	0.18	28	0	0	-1,243,661	-4,632	-4,632
154	S62.11.3	9,000		0.18	0	0	0	-1,239,293	0	0
155	S62.11.11	10,000		0.18	8	0	0	-1,230,651	-1,358	0
156	S62.11.18		8,020	0.18	7	0	0	-1,238,671	-1,180	-1,180
157	S62.11.20	30,000		0.18	2	0	0	-1,210,190	-339	0
158	S62.11.23	10,000		0.18	3	0	0	-1,200,687	-497	0
159	S62.11.26	30,000		0.18	3	0	0	-1,171,180	-493	0
160	S62.11.27	17,000		0.18	1	0	0	-1,154,340	-160	0
161	S62.12.4		50,000	0.18	7	0	0	-1,204,340	-1,106	-1,106
162	S62.12.4	26,000		0.18	0	0	0	-1,179,446	0	0
163	S62.12.5	20,000		0.18	1	0	0	-1,159,607	-161	0
164	S62.12.11	10,000		0.18	6	0	0	-1,150,560	-953	0
165	S62.12.14	20,000		0.18	3	0	0	-1,131,032	-472	0
166	S63.1.6	50,000		0.18	23	0	0	-1,084,592	-3,560	0
167	S63.1.6		30,000	0.18	0	0	0	-1,114,592	0	0
168	S63.1.6	14,000		0.18	0	0	0	-1,100,592	0	0
169	S63.1.6	10,000		0.18	0	0	0	-1,090,592	0	0
170	S63.1.9	10,000		0.18	3	0	0	-1,081,038	-446	0
171	S63.1.9	10,000		0.18	0	0	0	-1,071,038	0	0
172	S63.2.3		40,000	0.18	25	0	0	-1,111,038	-3,657	-3,657
173	S63.2.8	24,000		0.18	5	0	0	-1,091,453	-758	0
174	S63.3.3		33,000	0.18	24	0	0	-1,124,453	-3,578	-3,578
175	S63.3.3	17,000		0.18	0	0	0	-1,111,031	0	0
176	S63.4.5		46,000	0.18	33	0	0	-1,157,031	-5,008	-5,008
177	S63.4.5	18,000		0.18	0	0	0	-1,144,039	0	0
178	S63.4.15	10,000		0.18	10	0	0	-1,135,601	-1,562	0
179	S63.5.6		40,000	0.18	21	0	0	-1,175,601	-3,257	-3,257
180	S63.5.6	12,000		0.18	0	0	0	-1,166,858	0	0
181	S63.5.21	10,000		0.18	15	0	0	-1,159,249	-2,391	0
182	S63.6.4		37,000	0.18	14	0	0	-1,196,249	-2,217	-2,217
183	S63.6.4	21,000		0.18	0	0	0	-1,177,466	0	0
184	S63.7.4		34,000	0.18	30	0	0	-1,211,466	-4,825	-4,825
185	S63.7.4	17,000		0.18	0	0	0	-1,199,291	0	0
186	S63.8.3		30,000	0.18	30	0	0	-1,229,291	-4,915	-4,915
187	S63.8.21	14,000		0.18	18	0	0	-1,223,228	-3,022	0
188	S63.9.1		34,000	0.18	11	0	0	-1,257,228	-1,838	-1,838
189	S63.9.1	18,000		0.18	0	0	0	-1,241,066	0	0
190	S63.10.1		30,000	0.18	30	0	0	-1,271,066	-5,086	-5,086
191	S63.10.1	13,000		0.18	0	0	0	-1,263,152	0	0
192	S63.11.1		40,000	0.18	31	0	0	-1,303,152	-5,349	-5,349
193	S63.11.1	12,000		0.18	0	0	0	-1,296,501	0	0
194	S63.11.3	10,000		0.18	2	0	0	-1,286,855	-354	0
195	S63.11.30		39,000	0.18	27	0	0	-1,325,855	-4,746	-4,746
196	S63.11.30	23,000		0.18	0	0	0	-1,307,601	0	0
197	S64.1.6		30,000	0.18	37	0	0	-1,337,601	-6,612	-6,612
198	S64.1.6	10,000		0.18	0	0	0	-1,334,213	0	0
199	III.1.31		40,000	0.18	25	0	0	-1,374,213	-4,569	-4,569
200	III.1.31	26,000		0.18	0	0	0	-1,352,782	0	0
201	III.3.1		36,000	0.18	29	0	0	-1,388,782	-5,374	-5,374